

令和2年3月30日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井トシ子



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

地域医療介護提供体制を強化する観点から、新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の3点について現状と課題をご報告するとともに、今後の対応について要望いたします。

### 記

#### 1. 医療機関における看護職員の確保策の推進

##### <現状>

- 2月28日、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について」が発出され、小中高校、幼稚園の子供を持つ看護職員が出勤できないことが予測された。
- 看護職員も学校の臨時休業から春休みまでは親族等の協力を得る等して、看護職員個々の努力により預け先を確保するなどしていたが、休校の長期化により、子どもの心理的負担や預け先がみつからないなどの事態が生じている。
- 看護職員が新型コロナウイルスに感染した医療機関では、当事者はもとより、濃厚接触の看護職員の出勤停止を行って対応している。このような事態に加え、医療機関の風評被害により看護職員が退職した事案もある。  
そこで、医療機関から市、県行政を通じて看護協会に連絡が入り、ナースセンターから当該エリアの求職者に募集メールを配信し看護職員の確保を行った。  
(別紙1参照)
- 一方、医療機関においては、「感染の疑いがある患者」へ対応するための看護職員が必要となっている。一般医療機関でPCR検査を実施するにあたり、外来に受診患者が急増した地域もあり、外来の看護職員が疲弊している。

<要望>

学校の休業等にかかわらず、医療機関等に勤務する看護職員自身やその家族の新型コロナウイルス感染症の罹患等を理由に出勤が困難となる可能性があり、地域に必要な医療提供等を継続するために当該看護職員の代替職員の確保に係る派遣調整の取り組みを実施されたい。

## 2. 医療機関、介護施設、訪問看護事業所に対する防護関連用具の確保、配付

### <現状>

- ・ 医療機関、介護施設では、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ、防護関連用具等の確保が困難であり、適切な感染防止、感染拡大予防に取り組むことが難しい状況である。
- ・ 訪問看護事業所では確保してあったマスクが底をつき、災害用に備蓄しているマスクを使用している。在宅で利用者の喀痰吸引等の処置がある場合、マスク着用は必須である。また、チューブ拭払用アルコール綿も不足し、通常の感染防止手順が順守困難など、安全なケアが提供できにくくなっており、特に深刻である。
- ・ 看護職員は、マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料の枯渇、供給の目途が立たない中、患者への感染予防のみならず、自身を感染から守ることも難しくなっており、不安な思いで勤務している。

### <要望>

マスク、アルコール等消毒薬、医療用グローブ、ガーゼ等の衛生材料を確保し、衛生材料を必要とする医療機関、介護施設、訪問看護事業所へ、確実に配付されたい。特に、ガウンやゴーグル等の防護関連用具の確保について、早急に対応されたい。

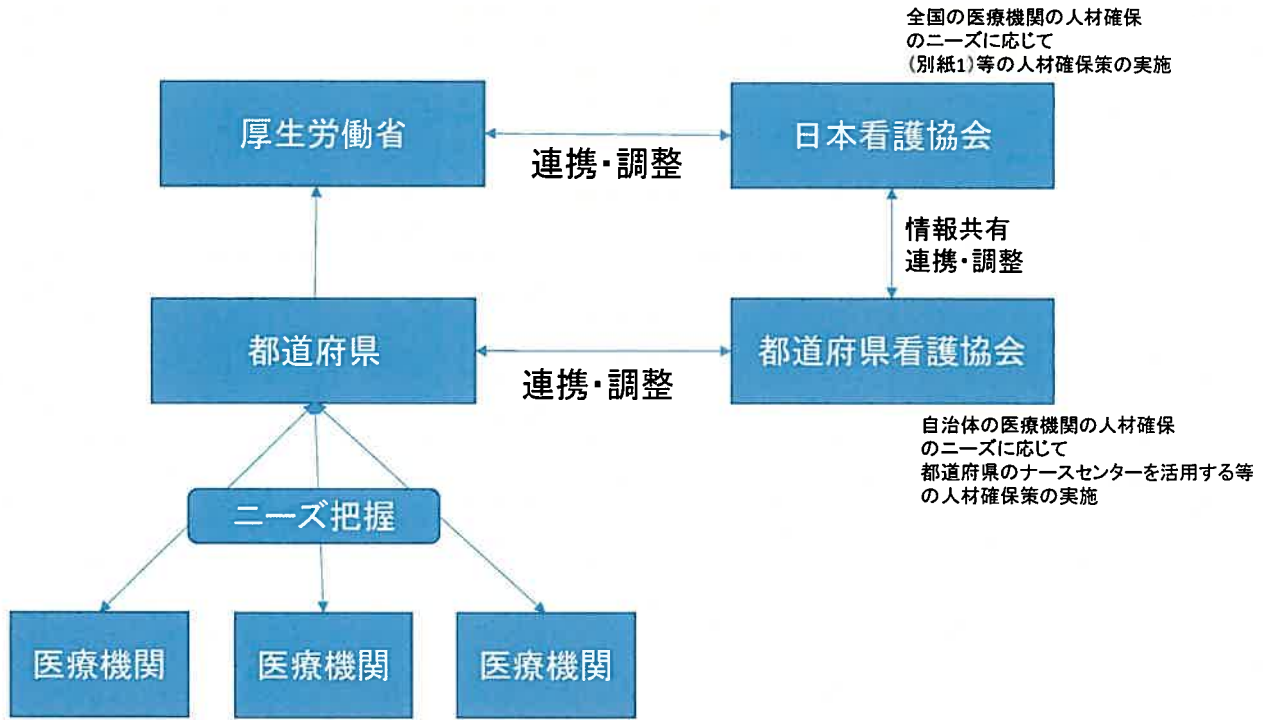
### 3. 訪問看護事業所における事務手続き等の柔軟な対応

#### <現状>

- ・ 訪問看護事業所においても、出勤できない看護職員が存在する中、通所系サービス等が休止となっている地域においては、訪問看護の需要が高まっている。
- ・ 訪問看護事業所等では、急な欠員補充や増員が困難であるうえに、小規模事業所も多数あることから、今後、感染者が1人でも発生した場合は、事業所の休止も想定される。
- ・ 保険制度における訪問看護は、医師の指示書に基づきサービスを提供しているが、感染者の発生等により、やむを得ず利用者が他の事業所からのサービスに変更する必要が生じた場合、これらの手続き等の煩雑さを軽減する必要がある。

#### <要望>

新型コロナウイルスの感染防止に伴う諸事情により、訪問看護事業所等の変更が必要となった場合は、医師の指示書の交付やケアプランの変更等にかかる事務手続きの簡略化を可能とするなど、柔軟な対応について配慮されたい。また、柔軟な対応について、事業所及び保険者等に周知されたい。



公益社団法人 日本看護協会

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について  
都道府県ナースセンターの対応

